

公募要領

2019年2月1日

第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン 「学術大型研究計画」の公募について

日本学術会議科学者委員会
研究計画・研究資金検討分科会

1. マスタープランの目的と概要

「学術の大型研究計画に関するマスタープラン」(以下、「マスタープラン」という。)は、科学者コミュニティの代表としての日本学術会議が、各学術分野が必要とする、学術的意義の高い大型研究計画を網羅し体系化することにより、ひいては学術の発展に寄与するとともに、学術の方向性に重要な役割を果たす我が国の大型研究計画のあり方について一定の指針を与えることを目的とするものです。

第21期、第22期に引き続き、第23期日本学術会議では、2017年2月に提言「第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2017)」(以下、「マスタープラン2017」という。)を公表しました。

現在の科学・技術の急速な進歩と、国際的な連携の必要性や競争の激化を鑑みますと、学術の骨格を形成する大型研究計画は、学術の動向と社会や国民の理解を得ながら適切に更新していく必要があります。

このため、第24期日本学術会議においても、学術の最新の発展動向を反映した新たなマスタープランの策定について審議してきました。その結果、2018年12月6日に報告「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」(注1)を公表し、2020年年頭を目途に、大型研究計画と重点大型研究計画からなる第24期のマスタープラン(以下、「マスタープラン2020」という。)を策定することにいたしました。

マスタープラン2020では、マスタープラン2017と同様に、学術分野のビジョン・体系に立脚した大型施設計画・大規模研究計画を「学術大型研究計画」として選定します。さらに、この学術大型研究計画の中から、諸観点から速やかに実施すべきと判断した大型施設計画・大規模研究計画を「重点大型研究計画」として選定します。

なお、本マスタープランは、我が国の大型計画のあり方について学術面からの指針を与えるものであり、予算への直接の反映等を意図するものではないことを申し添えます。

2. 学術大型研究計画の公募

報告「第 24 期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」にしたがい、「学術大型研究計画」を公募します。本計画に関して構想を有する科学者コミュニティからの積極的な応募を期待します。応募された提案は、本分科会の下に設置される、日本学術会議の分野別委員会や部等に対応する審査小分科会や重点大型研究計画審査小委員会において審査を行った後、本分科会がマスタープランとして最終的な取り纏めを行います。

学術大型研究計画は、実施期間 5-10 年程度、及び予算総額概ね数十億円超（上限は特に定めない）の予算規模を有する、学術分野のビジョン・体系に立脚した大型施設計画もしくは大規模研究計画とします。ここで、各学術大型研究計画は、研究計画・研究資金検討分科会が制定した「学術研究領域」(注 2)のいずれかに分類されるものとします。

なお、大型施設計画とは、最先端の研究を切り開くことを目的とし、科学者コミュニティの合意の下に、大学共同利用機関等が主体となって大型施設及びそれに付随する装置や設備を建設・整備し運用する、多くのコミュニティの研究者に共用される計画とします。また、大規模研究計画は、学術分野の研究者が一致して認める重要課題について、長期間にわたって多くの研究者を組織し観測や研究を推進する、あるいは大規模なデータ収集組織やデータベースを構築し、その効果的利用を推進する等、大きな規模の計画的研究の展開によって新たな知を創造する計画とします。

3. 公募の対象

公募の対象は下記のとおりです。

区分 I: 以下の学術大型研究計画

ア) 新規提案^(*)

イ) マスタープラン 2017 に掲載され、今回改訂された提案

(*)新規提案には、マスタープラン 2017 に応募して掲載されず、今回改訂された提案及び既に推進されている計画で、継続して発展的に行う計画(大規模学術フロンティア促進事業の後継計画等)の提案も含む。

※マスタープラン 2017 で選定された学術大型研究計画で、重点大型研究計画の選定対象となることを希望する場合には、区分 I で再度ご応募ください。

なお、マスタープラン 2017 で重点大型研究計画に選定されている区分 I に該当する研究計画については、今回から以下の様に取り扱いますのでご注意ください。

- 1) 3期9年以上継続して重点大型研究計画に選定されている計画(マスタープラン 2017 で重点大型研究計画に選定された計画で、「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン 2011」に選定され、マスタープラン 2014 にも重点大型研究計画として選定された計画)は、リセットすることとし、上記アの新規提案として扱うこととする。
- 2) 2期6年以内の重点大型研究計画(マスタープラン 2017 で選定された計画、及びマスタープラン 2014 とマスタープラン 2017 に連続して選定された計画)については、目的等、計画の本筋に大きな変更がなく、かつ以下の条件を満たすと本分科会が判定した場合には、審査対象とせずに重点大型研究計画(マスタープラン 2020 重点大型研究計画)に選定する。条件を満たさないと判定した場合には上記イとして、審査対象とすることとする。なお、継続の条件を満たすかについて明確でない場合はヒアリングを行うことがある。
(条件1) 計画の準備状況に進展が見られる。
(条件2) 当該の学術コミュニティが総意として継続を希望、了承している。

区分 II: 学術大型研究計画(マスタープラン 2017 及びそれ以前のマスタープランに掲載され、かつ現在実施中・進行中の計画)

過去のマスタープランに掲載されかつ現在実施中の学術大型研究計画でマスタープラン 2020 への掲載のみを希望する場合には審査を行わずに別表として掲載することとします。「実施」の定義については、提案者の判断に委ねることとします。マスタープラン 2017 に区分 II で掲載された計画で、マスタープラン 2020 でも継続して区分 II として掲載を希望する場合も再度ご応募ください。マスタープラン 2014 年以前に区分 II で掲載された計画で、マスタープラン 2020 に区分 II として掲載を希望する場合も再度ご応募ください。

なお、提案者が十分に実施されていないと判断する研究計画で重点大型研究計画としての審査を希望する計画については、区分 I で提案してください。

4. 提案

学術大型研究計画の提案は、(i) 研究・教育機関の長または部局長等、(ii) 日本学会議会員、連携会員、(iii) 学協会長等、が行うことができます。ただし、区分 I、区分 II 各々について、(i) 及び (iii) は最大 3 件まで、(ii) は 1 件のみ、それぞれ提案することができます。なお、(i), (ii), (iii) の立場を複数持つ場合においては、一人当たり最大 3 件までとします。

また、選考の公平性を確保するため、提案者が、その当該提案の審査・評価に関与することはありません。

5. 公募期間

2019 年 2 月 1 日(金)～2019 年 3 月 29 日(金)

6. 応募方法

区分 I は、URL : <https://form.cao.go.jp/scj/opinion-0093.html>

区分 I 継続希望の重点大型研究計画は、

URL : <https://form.cao.go.jp/scj/opinion-0094.htm>

区分 II は、URL : <https://form.cao.go.jp/scj/opinion-0095.html>

上記様式にしたがい提案書を作成し、ウェブを通じて応募を行ってください。なお、今回使用している内閣府のシステムには、応募を受け付けたことを電子メールで通知する機能はありません。そのため、投稿後直ちに受領のメールが皆様に届くことはありません。その代わりに、提案者から戴いた応募データを事務局が処理をして、個別に受領したことをお伝えするようにいたします。全体の応募件数にも左右されますが、原則として、応募受領後 2 日以内（土日、祝日を除く）に受領のメールを送らせていただきます。

7. 提案書の記載内容

記入項目、内容、分量等の詳細については、上記様式を参照してください。

8. ご質問、お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、下記フォームでお問い合わせください。

日本学術会議事務局審議第二担当

<https://form.cao.go.jp/scj/opinion-0089.html>

また、多数の方から質問があったものについては、FAQ を日本学術会議のウェブサイト内に順次用意しますのでご覧ください。

9. その他

マスタープランに掲載することになった学術大型研究計画については、日本学術会議が意思の表出（提言、報告等）をするための資料や、英文説明資料を作成していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

(注 1)URL:<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-h181206.pdf>

(注 2)URL:<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kenkyukeikaku/pdf24/ryoiki.pdf>